

■巻頭言	外国人被害者支援のために	1
■特集	みやざき被害者支援センターの外国人被害者支援について	3
■寄稿	若年女性を取り巻く現状について	4
	犯罪被害者等支援条例の課題—見舞金と検証	6
■2022年度(令和4年度) 全国被害者支援ネットワーク 役員表		7
■全国被害者支援ネットワーク 定時社員総会が開催されました		8
■お知らせ・編集後記		8

巻頭言 外国人被害者支援のために

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク副理事長・弁護士
●三輪 佳久

第1 はじめに

1 日本政府は、2016年に「観光立国推進基本法」を制定し、いわゆる「インバウンド」の推進を宣言して、訪日観光客は確実に増加していった。ところが、例の新型コロナの流行による入国制限によって、特に観光目的の外国人はほぼゼロになってしまっている。この新型コロナ騒動もいずれ終結して、再び観光目的の外国人が以前にも増して大挙して訪日するようになるであろう。

2 当ネットワークの「第5期5年計画」で新たな実施すべき取組として「外国人被害者支援への取組」が掲げられた。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権A規約）の2条2項で「この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教・・・によるいかなる差別もなしに行使されることを保証することを約束する。」と定められていることから、外国人被害者に対して日本国内に居住する者と同等の支援が予定されているのである。

第2 外国人被害者支援の課題

外国人被害者支援活動を行うに際し、2つの課題（いわゆる「障壁」とでも言うべきもの）がある。

1 第1に誰でも同様に感じる言語の問題がある。最近でもウクライナからの避難者が日本での滞在について言語が通じないことによる生活面での困難さを訴えていた。

適切な通訳が近くにいたり、通訳アプリを入手すれば解決するが、報酬の問題や被害者支援に用いられる専門用語や裁判用語が理解できる者を探す（東京地裁では通訳のできる職員が外国人に対する刑事法廷で通訳を担当していた）等の避けて通れない問題点がある。

2 第2に外国人であれば、我が国に入国あるいは滞在するに際して「出入国管理及び難民認定法（いわゆる「入管

法」）による制限が存在する。日本国内に居住する者であれば、在留資格について特に問題はないが、国内に滞在する外国人の中で最も多いと思われる観光客等については、観光、商用、保養等の目的で滞在する者（インバウンドの対象と思われる）については「短期滞在」として90日以内の在留期間が認められているに過ぎないのである。

「犯罪被害者」（「犯罪被害者」であると公的に認定する制度はない）としての特別な規定はなく、90日が最大の滞在期間となっている状況である。

第3 外国人被害者の立場

1 外国人の地位

地方自治法10条1項で「市町村の区域内で住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」としており、住所を有すれば、地方自治体の住民としての地位を有することになる。そして同法10条2項で「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」のであり、住所地の地方公共団体の公共サービスを他の住民とともに平等に受ける地位を有しているのである。

従って、ほとんどの社会福祉の場面で日本人と平等であり公平である。例えば、健康保険の被保険者、厚生年金、国民年金の対象者、生活保護の対象者（法の規定はないが、運用面で「準用」し対象としている）となっている。

逆に国籍条項があるものとして、犯罪に関する司法関係では、公権力の行使と関連する裁判員、検察審査員等である。

2 問題点

(1) 上記の諸制度の対象となり権利を有するためには、国内に居住している必要がある。また、社会福祉関係では、

行政としてこれらの住民を把握し管理する必要があり、住民登録（改正で外国人登録法から住民基本台帳法により管理されることとなった）を行う必要があるとするものが多い。例えば、犯罪被害者等給付金では給付金の受給者として「日本国籍を有せず、かつ日本国内に住所を有しない者を除く」として除外されている。警察庁発行の犯罪被害給付制度のパンフレットで「外国籍の人であっても・・・日本国内に住所を有していた人については支給の対象となります」と記載されている。

- (2) 地方自治体において、犯罪被害者支援条例で、犯罪被害者、遺族に対して給付金の支給を行う対象として「当自治体に居住する者」と定めている自治体が多いと思われる。このように対象者を限定する理由としては、地方自治法 10条2項で「住民は・・・役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」として、「役務の提供をひとしく受ける権利を有している」ことの効果として「その負担を分かち合う」（住民税、固定資産税等の負担）とされていることによるものであろう。読売新聞令和4.5.19の記事では「市町の条例は支援対象が住民に限られ」と簡単に解説されている。

なお、世界に名だたる観光都市である京都市の条例では、15条で京都市に居住していない他府県の方や外国人観光客に対しても支援を行うことと定められているが、その支援内容としては、他府県の方には「電話相談、裁判の代理傍聴」等であり、外国人観光客に対しては「通訳派遣」である。このように書き分けているのは先に述べた外国人の在留期間の制限を考慮した已むを得ないものと思われる。そして、給付金の支給については10条で、その対象者を他都市の条例と同様に「市内居住者」としている。

- (3) 上記のとおり、外国人観光客は、在留期間が最長でも90日という短期間であり、各種支援活動を十分に行うには、あまりに短すぎるものと思われる。実際、外国人観光客の意識としてその大半は「犯罪等のトラブルに巻き込まれたら、とにかく、すぐに在外公館（大使館、領事館等）に駆け込んで相談すべし」という発想であり（横浜市の調査より）、これは、日本人が、海外旅行中に犯罪等のトラブルに巻き込まれたら、とにかく在外公館に駆け込んで助けを求めると同じ発想である。「邦人が関連する事件、事故等で在外公館が関わる件数は、毎年

2万件前後である。」として、外務省担当者の「在外公館は、・・・トラブルに巻き込まれたらすぐ連絡してほしい。」というアドバイスがある（読売新聞令和2.5.19）。

- (4) 地方自治体は、このような事態に手をこまねているのではなく、様々な在留外国人向けの相談システムを作っている。

例えば、宮城県では、宮城県国際化協会に設置されている「みやぎ外国人相談センター」で、13種類の対応言語で相談内容に応じて各専門相談機関への紹介であっせん及び通訳支援等を行っている。また、仙台市でも「仙台多文化共生センター（仙台国際センター交流コーナー）」において、外国人相談業務を実施している。なお、令和2年度は犯罪被害者に関する相談はなかった。とのことである。

犯罪被害者等電話サポートセンターでの取扱で、日本語が全くできない方の相談は今までになく、片言の日本語で相談してきた方には、片言でも相談が成立し対処可能であった。

また、国内各県の警察では、犯罪被害者向けパンフレット（For crime victims）の外国語版を作成配布している。

第4 まとめ

以上、述べてきたことから考えると、外国人に対する支援活動は、国内に居住する方に対しては、通常行っている日本人に対する支援活動とほぼ同様に行えるものと考えられる。

観光客等の短期滞在者に対しては、実際に各県の被害者支援センターを訪れて支援を求めるケースは想定しにくいし、行える支援活動にも在留期間による制限がある。

しかし重要なことは、これらのことは支援を求める外国人が存在しないということを示しているのではなく、彼・彼女らは、被害者支援センターの存在及び内容を知る術を持っていないので被害者支援センターとの接点がない、ということである。

従って、これからは上記の地方自治体が設営する各種相談センターとの関係を図る等して、外国人犯罪被害者に対する支援を行う各犯罪被害者支援センターを認知させるようにすべきであろう。

「いつでも」「どこにいても」必要な犯罪支援を行うというネットワーク、各センターの設立趣旨に則り、「誰に対しても」行えるということを再確認すべきであろう。

全国被害者支援ネットワークが外国人被害者支援について加盟団体にアンケートを実施しました。(48センター中42センター回答、回答率88%)

